

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、株主を始めとしたすべてのステークホルダー(利害関係者)の期待に応えるため、株主利益、企業価値を最大化すること、経営の効率化、透明性を高めることをコーポレート・ガバナンスの基本としています。特に以下の4項目については最も重要であると考えています。

- 1.株主の権利・利益が守られ、平等に保障されること
- 2.株主以外のステークホルダーについて権利・利益の尊重と円滑な関係を構築すること
- 3.適時適切な情報開示によって企業活動の透明性を確保すること
- 4.取締役会・監査役会が期待される役割を果たすこと

また、企業倫理とコンプライアンス(法令遵守)を徹底すること、内部統制システムの整備・強化及び経営の客観性と迅速な意思決定の確保に取り組んでいます。

コンプライアンスに関しては、全役職員を対象とした説明会を設けるなどして法令遵守の意識強化を図っています。コンプライアンスを徹底していくことが責任ある業務遂行において必須であるとの考えのもと、今後も事業拡大を図る一方、法令遵守を徹底してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則1-2. 株主総会における権利行使】

(補充原則1-2-4)

当社は、機関投資家及び海外投資家による議決権行使の重要性を認識しており、機関投資家及び海外投資家が議決権を行使しやすい環境を整備することを検討しております。

■議決権の電子行使を可能とするための環境作り

議決権電子行使プラットフォームの利用や電子投票の採用につきましては、当社における機関投資家及び海外投資家の比率とこれらの環境整備に要するコスト等を勘案しながら、実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する程度を踏まえた上で、これらを導入するか否かを状況に応じて検討してまいります。

■招集通知の英訳について

招集通知の英訳につきましても、当社における機関投資家及び海外投資家の比率等を考慮し、これに要するコストと実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する程度を踏まえた上で、これを導入するか否かを状況に応じて検討してまいります。

【原則1-3. 資本政策の基本的な方針】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要な政策と位置づけているとともに、経営基盤及び競争力強化のため、必要な内部留保の確保に努め、中長期戦略に基づく株主還元の強化を進めることを基本方針としております。当社は、かかる基本方針を実現すべく、既存事業の拡大及び将来性ある分野に対する先行投資を進めております。経営指標につきましては、資本効率の観点から踏まえ、どの指標が株主及び当社のKPIとして相応しいものであるかを検討しており、今後の課題として認識しております。また、株主に対する還元につきましては、配当性向として1株あたり当期純利益の20%相当額を基本方針としておりますが、株主にとって望ましい指標を状況に応じて検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

■政策保有株式の取得保有の考え方

当社は、事業提携先との関係構築・維持・強化による事業シナジーを発揮することを基本方針として、純投資目的以外の投資を行っております。当社は、このような基本方針に基づき、当社の中長期的な成長に資する投資であるかを勘案した上で、政策保有株式を取得・保有する場合がございます。

■保有のねらい・合理性

保有している政策保有株式については、毎月の取締役会において、事業シナジーの成果及び投資先企業の業績について確認しております。取締役会において、当社が政策保有株式について一定の成果を獲得したか否かを検証し、その継続保有の合理性、売却の可能性を勘案した上で、継続保有の見直しを行っております。

また、上場株式の取得・処分には、インサイダー取引規制の遵守を徹底しております。

■政策保有目的株式の議決権行使の考え方

当社は、政策保有株式の議決権行使を、当社及び投資先企業の中長期的な価値向上のための重要な手段と位置付けております。当社は、政策保有株式の議決権の行使にあたり、特段の基準を設けておりませんが、当社及び投資先企業の中長期的な価値向上に資するか否かを踏まえ、各議案について定性的かつ総合的な判断をしております。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

■関連当事者との取引の枠組み

当社は、「スターティアグループ企業倫理憲章」、「スターティアグループ行動基準」及び「コンプライアンス規程」の趣旨を踏まえ、「取締役会規程」において関連当事者との取引に関する規定を定めているほか、当社及び株主の共同利益を害することのないよう体制を整備し、適切に運用しております。

■関連当事者との取引に対する手続と監視

当社は、関連当事者間の取引については、必要に応じて、事前取締役会の承認を得るものとしております。具体的には、当社の取締役との取引については、取引の相手方となる役員を特別利害関係人として同取締役会決議の定足数から除外した上で、取引条件等について十分に審議し、決議するものとしております。また、その他の関連当事者との取引については、その取引の金額を基準として、必要に応じて取締役会において取引条件等について十分に審議し、決議するものとしております。

また、当社及び子会社を含む全ての役員に対して、半期毎に関連当事者間取引の有無について確認するアンケート調査を実施しているほか、半期に1度内部監査室が同アンケート調査の結果を確認・検討しており、関連当事者間の取引について監視する体制を構築しております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(1)当社は、『社会のニーズとマーケットを見極め、人と企業の未来を創造し、優れた事業と人材を輩出するリーディングカンパニーを目指す』という経営理念を掲げ、社会的責任を果たすよう経営を行っております。また、当社は、中期3か年計画を定め、決算説明会において株主へ進捗を報告しております。当社の経営理念、経営戦略及び経営計画に関しましては、当社ウェブサイト掲載しております。詳しくは、以下の当社ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.startia.co.jp/company/>

https://www.startia.co.jp/ir_cat/setsumeikai/

(2)当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては本報告書1-1「基本的な考え方」にて開示しております。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

■取締役及び経営陣幹部の報酬の決定の方針

取締役及び経営陣幹部の報酬の決定の方針につきましては、社内規程に定めております。

■取締役及び経営陣幹部の報酬の決定の手続

取締役の報酬の決定の手続につきましては、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役会が選定した取締役、独立社外取締役及び監査役で構成する指名・報酬委員会における答申を最大限尊重した上で、取締役会において決定しております。

経営陣幹部の報酬の決定の手続につきましても、同指名・報酬委員会における答申を最大限尊重した上で、その額を決定しております。

■取締役及び経営陣幹部の報酬の決定の方針と手続の開示について

取締役及び経営陣幹部の報酬は、役員報酬内規、執行役員規程、給与規程に基づき、世間水準、経営内容および従業員給与とのバランス等を考慮して、報酬委員会の答申を最大限尊重した上で、取締役会または代表取締役が決定する方針と手続でございます。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

■取締役候補者の指名

1 方針

当社における取締役候補者の指名につきましては、法律上の適格性の判断に加え、以下の指名方針に沿って、幅広い多様な人材の中から決定するものとしております。

- ・優れた人格・倫理観と幅広い見識を有していること
- ・全社的な見地を有していること、客観的に分析・判断する能力、先見性に優れていること
- ・経営に対する深い知識と経験があり、経営感覚に優れ、経営の諸問題に精通しており、当社及び株主の利益の最大化に資すると認められること

2 手続

当社は、取締役候補者の指名における公正性・透明性を図るため、任意の諮問機関として、取締役会が選定した取締役、独立社外取締役及び監査役で構成する指名・報酬委員会を設置し、独立社外取締役等による意見を踏まえた検討を経て、取締役会にて取締役候補者を指名しております。

■監査役候補者の指名

1 方針

当社における監査役候補者の指名につきましては、法律上の適格性の判断に加え、以下の指名方針に沿って、幅広い多様な人材の中から決定するものとしております。

- ・優れた人格・倫理観と幅広い見識を有していること
- ・当社の事業内容に対する深い理解と知識があること
- ・法律、財務又は会計の高度な知識および経験を有しており、当社の監査体制の強化に資すると認められること

2 手続

当社は、監査役候補者の指名における公正性・透明性を図るため、指名・報酬委員会による独立社外取締役等の意見を踏まえた検討を経て、監査役候補者を監査役会に対して提案いたします。その後、監査役会の同意を得たうえで、取締役会にて監査役候補者を指名しております。

■経営陣幹部の選任

1 方針

当社における経営陣幹部、すなわち執行役員の選任につきましては、以下の指名方針に沿って、幅広い多様な人材の中から決定するものとしております。

- ・優れた人格・倫理観と幅広い見識を有していること。
- ・当社の企業理念に共感し、その実現に向けて積極的意思を有していること
- ・当社における事業内容のうち、当社及び株主の利益の最大化に資すると認められること

2 手続

当社は、執行役員の選任における公正性・透明性を図るため、指名・報酬委員会による独立社外取締役等の意見を踏まえた検討を経て、代表取締役が執行役員を選任しております。

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

当社は取締役及び監査役の各候補者、経営陣幹部の選出、選任につきましては、指名・報酬諮問委員会における答申を最大限尊重した上で、取締役会において決定しております。当社は取締役及び監査役の各候補者の選任に関して、株主総会招集ご通知の株主総会参考書類等に選任理由を記載しております。

https://www.startia.co.jp/_wsp/wp-content/uploads/2016/05/efdd7fb41b1ce5066a60c0b04bd8c6d81.pdf

【原則4-1. 取締役会の役割・責務(1)】

(補充原則4-1-1)

当社は、取締役会として判断・決定すべき事項を「取締役会規程」に明確に定めており、経営の基本方針の決定、経営戦略・経営計画等の策定のほか、経営に重大な影響を及ぼす事項については取締役会において決定することとしております。また、当社は、セグメント毎に業務担当取締役又は執行役員等を配置するなどしており、当社の経営に重大な影響を及ぼすものを除いた個別の業務執行に関する事項は、これらのセグメント毎の業務担当取締役又は執行役員等に対してその決定を委任しております。なお、各セグメントの担当役員に委任する際の基準となる当社の経

常に重大な影響を及ぼすものか否かの判断は、「職務権限規程」に明記されている金額を原則的な基準としており、委任の範囲の明確化と経営の透明性の確保に努めております。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

■独立社外取締役の人数について

当社は、現在、当社の業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、独立社外取締役を2名選任しております。当社は、独立社外取締役の重要性に鑑み、平成28年6月の定時株主総会において、計2名の独立社外取締役を選任しました。

■社外取締役の選任の取組みと方針

当社は、本報告書提出時点における当社の業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要であると考えております。よって3分の1以上の独立社外取締役を継続的に選任するため、適宜一般社団法人日本社外取締役協会等の機関に対して問い合わせを行うとともに、適任者の選定を行ってまいります。3分の1以上の独立社外取締役を選任するための取組み方針の策定および開示につきましては、今後の検討課題であると認識しております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

■独立性判断基準及び資質について

当社は、会社法及び東京証券取引所が「上場管理等に関するガイドライン」において定める独立性基準を踏まえて、取締役会にて率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を、株主総会に取締役選任議案として提出しております。

当社の独立性判断基準及び資質については、本報告書「独立役員関係」をご参照ください。

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

(補充原則4-11-1)

当社の取締役会は、業務執行の監督と重要な意思決定を行うために、各事業分野に関する豊富な知識と経験を持った取締役により構成されております。また、社外取締役は、東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、かつ、経営に関する豊富な経験を有しているため、独立した中立的な立場からの意見を踏まえた議論が可能となっております。さらに、当社の事業活動に対する理解と財務、会計及び法律について豊富な知識と経験を有する各監査役が取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べております。このように、当社における取締役会は、そのバランス、多様性、規模を適正に確保しており、有効に機能しております。

(補充原則4-11-2)

当社は、取締役候補者および取締役の重要な兼職の状況を、「株主総会招集ご通知」の参考書類や有価証券報告書等の開示書類において毎年開示しております。また、当社は、社外役員を除く取締役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、取締役会の承認を要しており、監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、取締役会へ報告を行っております。

(補充原則4-11-3)

取締役会全体の実効性についての分析・評価のための措置につきましては、その実施の準備に相応の時間を要することもあり、本報告書提出時点においてはまだ実施しておりません。今後の取締役会機能向上のため、取締役会が選定する取締役、独立社外取締役及び社外監査役で構成する取締役会の諮問機関として設置した指名・報酬委員会においての、取締役会の実効性の評価を行う体制の構築、並びに評価の結果の概要を開示する仕組みにつきましては、今後の検討課題として認識しております。

【原則4-14. 取締役・監査役へのトレーニング】

(補充原則4-14-2)

■方針と開示

当社は、取締役会及び監査役会が、その期待される役割を適切に果たすことができるように、その構成員である各取締役及び監査役に対して、トレーニングの機会を付与しております。取締役に対しては、取締役による適切な業務執行の決定及び監督機能が十分に発揮されるようにするために、外部講師を招聘し社内研修を実施し、また経団連等の外部団体主催の社外研修に積極的に参加するよう斡旋するほか、社内の各担当事業部による具体的業務執行に関する知識の習得のための会議を設けるなどの取組みを実施しております。また、監査役は、公益社団法人監査役協会に所属しており、その業務に関連する書籍の購読等を通じて研鑽することができるようにしているほか、必要に応じて外部団体主催の研修・セミナー等へ出席することができる制度を整備しております。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主との建設的な対話を進めるために、IR窓口を設置しております。

当社は、機関投資家、報道関係者及びアナリストに対しては、決算説明会を四半期毎に開催するとともに、必要に応じてスモールミーティングを実施するなど適切に対応しております。また、個人投資家に対しては、当社に対する個人投資家の理解を深めていただくよう当社のサービス情報やニュースを配信しております。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を定め、以下の当社ウェブサイトにて公表しております。当社は、今後も、企業としての説明責任を果たし、株主や投資家を含めたステークホルダーからの期待に応えることができるように努めてまいります。

<https://www.startia.co.jp/ir/manageinfo/disclosure/>

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
本郷 秀之	4,451,600	43.47
財賀 明	499,600	4.88
株式会社光通信	480,100	4.69
古川 征且	272,600	2.66
スターティア従業員持株会	262,200	2.56
源内 悟	246,400	2.41

BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUX EMBOURG FUNDS	155,000	1.51
松浦 一夫	143,300	1.40
株式会社SBI証券	128,800	1.26
オリックス株式会社	80,000	0.78

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
鈴木 良之	他の会社の出身者													
新井 美砂	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 良之	○	東京証券取引所が規定する独立役員に指定しております。	鈴木良之氏は、長年にわたり他社の取締役を務めているという経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、客観的・中立的な立場から、経営に関わる重要な事項について意思決定を行うとともに業務執行の監督を行います。また当社は、当社と社外取締役本人及びその所属する団体との関係に鑑み、一般株主との利益相反を生じるおそれがなく、独立性の高い人物あるとして、当該社外取締役を独立役員として指定いたしました。
新井 美砂	○	東京証券取引所が規定する独立役員に指定しております。	新井美砂氏は、中小企業診断士に関する活動や経験を活かし、客観的・中立的な立場から、経営に関わる重要な事項について意思決定を行うとともに業務執行の監督を行います。当社

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
荒井 道夫	○	東京証券取引所が規定する独立役員に指定しております。	荒井道夫氏は、主に経営の分野における専門知識や経験に基づき、客観的・中立的な立場から経営を監査・監視します。当社は、当社と社外監査役本人との関係に鑑み、一般株主との利益相反を生じるおそれがなく、独立性の高い人物であるとして、当該社外監査役を独立役員として指定いたしました。
郷農 潤子	○	東京証券取引所が規定する独立役員に指定しております	郷農潤子氏は、主に法律の分野における専門知識や経験に基づき、客観的・中立的な立場から経営を監査・監視します。当社は、当社と社外監査役本人及びその所属する団体との関係に鑑み、一般株主との利益相反を生じるおそれがなく、独立性の高い人物であるとして、当該社外監査役を独立役員として指定いたしました

【独立役員関係】

独立役員の数

4名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役および従業員のインセンティブ向上を目的としてストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株式価値の向上を目指した経営を一層推進することを目的に、当社の取締役・従業員に対して有償ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

該当項目に関する補足説明 更新

イ 全取締役及び全監査役の支給人員及び支給総額を開示しており、2016年3月期における取締役及び監査役に対する報酬等の額については以下の通りでございます。

取締役を支払った報酬 69,593千円(社外取締役を除く)
 監査役を支払った報酬 2,400千円(社外監査役を除く)
 社外役員に支払った報酬 10,200千円

(注)

1 取締役のうち3名は使用人兼務取締役であり、上記のほか使用人兼務取締役の使用人分給与相当額58,683千円を支払っております。
 2 期末現在の人員数は取締役(社外取締役を除く。)3名、監査役(社外監査役を除く。)1名、社外役員2名であります。なお、上記のほか、無報酬の社外役員1名が存在しております。

ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等
 連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役の報酬は、役員報酬内規に基づき、世間水準、経営内容および従業員給与とのバランスを考慮して決定し、かつ株主総会が決定する報酬の限度内とし、報酬委員会の答申を最大限尊重した上で、取締役会へ報告または取締役会が決定する方針と手続でございます。監査役報酬は、株主総会が決定する報酬額の限度額内とし、監査役会において決定しております。取締役の報酬限度額は、平成13年11月2日臨時株主総会決議において年額240,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議頂いております。監査役の報酬限度額は、平成13年11月2日臨時株主総会決議において年額60,000千円以内と決議頂いております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

(1)社外取締役

取締役会事務局である人事部が社外取締役を補佐しております。通常の業務連絡等を通じてタイムリーな会社情報の提供と各種問合せに対応するとともに、取締役会の開催に際しては、全取締役・監査役に対し開催日3日前までに取締役会の議案関連資料及び経理情報を提供しております。

(2)社外監査役

内部監査部門である内部監査室及び人事部が社外監査役を補佐しております。常勤の社外監査役を選任しており、子会社を含む各現場に足を運び直接監査等を実施する等、監査に必要な情報収集を行っております。また非常勤監査役につきましては、取締役会議案や、関係資料を開催日3日前までに提出し、必要に応じて、電話やe-mail等での事前説明を行う体制を整えております。また、内部監査部門と協議の上、使用人に対し必要に応じて監査職務に係る補助業務の実施を依頼できるものとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

経営戦略に関する最高意思決定機関である取締役会は5名の取締役ににより構成され、取締役会規程に基づき定例取締役会と必要に応じて臨時取締役会を開催しており、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項について意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行っております。

監査役・監査役会は、取締役の職務執行の監査を行うとともに会計監査を行い、また、取締役会に出席し、業務執行上の課題について意見を述べております。取締役と監査役は、当社と特別な利害関係が無く独立性の高い社外取締役及び社外監査役を招聘することにより、経営に対する監査・監督機能を強化しております。社外取締役は2名選任しており、経営陣及び支配株主から独立した立場を有しており、経営陣幹部の選解任その他の取締役の重要な意思決定、会社と経営陣・支配株主との間の利益相反の監督及び少数株主をはじめとするステークホルダーの意見の取締役会への反映について、適宜適切に意見を述べるとともに業務執行の監督を行っております。また、社外監査役は2名選任しており、経営や法律の分野における専門的知識や経験に基づき、客観的・中立的な立場から経営を監査・監視しております。また、経営の効率性と透明性を高めるため、平成16年6月に、執行役員制度を導入しております。

今後の厳しい競争を勝ち抜き、株主、お客様、従業員を含む全ての利害関係者の満足度を高めていくために、意思決定や施策実行の更なる迅速化、効率化を図っております。当社は社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約をしており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上であらかじめ定めた額または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。なお、各事業年度における取締役の経営責任をより一層明確にし、経営環境の変化に対応して最適な経営体制を機動的に構築するため、取締役の任期は1年としております。弁護士、監査法人等その他第三者の状況といたしましては、重要な法務的課題のコンプライアンスにかかる事象について、顧問弁護士に相談し、リーガルチェックや必要な検討を実施しております。また、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、通常の会計監査に加え、重要な会計課題について随時相談・検討を実施しております。また、代表取締役社長は、管理部を中心とした部門に内部統制の構築を指示し、「スターティアグループ企業倫理憲章」・「スターティアグループ行動基準」・「内部統制システム構築の基本方針」・「財務報告に係る内部統制基本規程」・「コンプライアンス規程」を策定いたしました。また、内部統制システムの迅速かつ円滑な推進を図るために、コンプライアンス委員会・リスク管理委員会を下部組織に持つ内部統制審議会を組織しており、内部統制に関する社内体制の強化を図っております。さらに内部監査室を設置し、継続的な内部統制システムの運用・評価・改善を実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用している理由は、内部監査室及び内部統制審議会による牽制機能と業務執行機関における連携を強化することで、透明かつ一体的な組織作りを行えるようにするためであります。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主に参加頂くため、2016年3月期定時株主総会は集中日を避けて、6月22日に実施しました。2017年3月期定時株主総会につきましても集中日を避けて実施する予定でございます。
その他	株主総会において、株主が事業報告を理解いただけるよう説明資料を作成のうえ、スクリーンで説明しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを当社ウェブサイトに掲載しております。 https://www.startia.co.jp/ir/manageinfo/disclosure/	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、機関投資家、報道関係者及びアナリストに対しては、決算説明会を毎四半期毎に開催するとともに、必要に応じてスモールミーティングを実施するなど適切に対応しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	フェアディスクロージャーの観点から、当社の現状を投資家等が理解・評価することに資する資料として、定期的実施しているアナリスト・機関投資家向けの説明会資料を、開催後速やかに掲載しております。 https://www.startia.co.jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	株主との建設的な対話を進めるために、経営企画室がIRを担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ディスクロージャーポリシーを当社ウェブサイトに掲載しております。 https://www.startia.co.jp/ir/manageinfo/disclosure/
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、現代社会における企業の社会的責任の重大性を認識しており、社会が直面している様々な社会・環境問題の解決に貢献するために、多様な活動に取り組んでおります。地域における雇用創出及び地域における人材育成の観点から、岩手県滝沢市に「滝沢R&Dセンター」を開設し、地元の学校に当社の社員を講師として派遣し、地元学生に対してIT教育を実施し、さらにR&DセンターにおいてOJTによる実務研修を行う取り組みをしております。当社は、社会・環境問題の解決に貢献するという理念のもと、今後も継続的かつ積極的に様々な活動に取り組んで参ります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

経営者の経営戦略や事業目的を組織として機能させ、職務の執行が法令及び定款に適合することをはじめ、業務の適正性を確保する観点からの当社の基本方針については、以下のとおりであります。

当社は、「社会のニーズとマーケットを見極め、人と企業の未来を創造し、優れた事業と人材を輩出するリーディングカンパニーを目指す」という企業理念のもと、適正な業務遂行を確保するための内部統制システムを整備・構築していくことが、経営の重要な責務であることを認識し、以下の内部統制システム構築の基本方針を定める。

今後も、内部統制システムがその目的を果たすうえで必要な見直しを行い、より一層適切な内部統制システムを整備・構築すべく努めるものとする。

1. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 取締役は、取締役会規程その他の関連規程に基づき、重要事項について取締役会にて意思決定を行うとともに、相互にその職務執行の監視・監督にあたる。

ロ. 当社は、社外取締役を継続して置くことにより、取締役の監督機能の維持及び向上を図るとともに、経営に対する適切な意見及び助言が得られる体制を築く。

ハ. 当社の監査役は、監査役会の監査計画等に基づき、取締役会その他重要な会議への出席、取締役及び使用人の職務に関するヒアリング等を通じて、取締役の職務執行について監査を行う。

ニ. 当社の代表取締役社長は、当社に内部監査室を設置し、これを直轄する。内部監査室は、内部監査計画に則って当社及び子会社のコンプライアンスの状況を監査し、その結果を当社の取締役会に報告する。

ホ. 当社は、当社及び子会社のコンプライアンスの徹底及びリスク管理を図るため、内部統制審議会を設置する。内部統制審議会の会長は、代表取締役社長以外の取締役または執行役員とする。内部統制審議会のメンバーには、顧問弁護士を含めるものとする。

ヘ. 内部統制審議会は、当社及び子会社に適用される「コンプライアンス規程」を定めるとともに、当社及び子会社の使用人に対するコンプライアンス教育・研修を適時実施する。

ト. 当社は、当社及び子会社に適用される「内部通報規程」に則り、当社又は子会社の使用人がコンプライアンス上の疑義のある行為等に気づいたときの通報先として、経営陣から独立した内部通報窓口を設置する。当社は、内部通報窓口に通報を行った使用人、又は子会社の使用人が不利益を被らずに適正に保護されるための体制を構築する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 取締役の職務執行に係る情報(電磁的記録等を含む)の保存及び管理につき、責任者を定め、以下に列挙する職務遂行に係わる重要情報を文書又は電磁的記録とともに「文書管理規程」に基づき保存・管理する。

a. 株主総会議事録と関連資料

b. 取締役会議事録と関連資料

c. 取締役が主催するその他の重要な会議の議事録と関連資料

d. 取締役を決定者とする決定書類及び付属書類

e. その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

ロ. 取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合、速やかに当該情報を取締役又は監査役に開示する。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

イ. 当社は、企業の継続性を担保するため、当社及び子会社の損失の危機の管理(以下、リスク管理という。)が実践的に実施される体制を構築する。

ロ. 内部統制審議会は、当社及び子会社のリスク管理の基本方針を含む「リスク管理規程」を制定し、当社及び子会社の各部門におけるリスク管理の整備、運用を統括する。

ハ. 当社は、上記のほか、以下のリスクにおける当社及び子会社の事業の継続を確保するための体制を整備する。

a. 地震、洪水、事故、火災等の災害による重大な損失を被るリスク

b. 取締役、使用人の不適正な業務執行により販売活動等に重大な支障を生じるリスク

c. 基幹ITシステムが正常に機能しないことにより重大な損失を被るリスク

d. その他取締役会が重大と判断するリスク

ニ. 当社は、内部統制審議会において、当社及び子会社のリスクの検討・分析を総合的に行い、これを管理する。所管部門は、日々のリスク管理を行う。

ホ. 当社は、当社又は子会社におけるリスク発生時に所管部門からの報告に基づき、内部統制審議会及び取締役会において迅速かつ適切な対応を講ずることにより、損失の危険を適正に管理する。

(4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役会は、取締役会が定める経営機構、代表取締役社長及びその他の業務執行を担当する取締役の業務分掌に基づき、代表取締役社長及び各業務担当取締役に業務の執行を行わせる。

ロ. 代表取締役社長、その他の業務執行を担当する取締役は、「組織規程」、「職務権限規程」に基づいて、業務の執行に必要な事項の決定を行う。法令の改廃及び職務執行の効率化の必要がある場合には、これらの規程について、随時見直しを行う。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当社は、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、当社及び子会社の業務の適正と効率化を確保するために、当社及び子会社間の規則を「関係会社管理規程」として整備する。

ロ. 当社は、子会社の取締役及び使用人が職務の執行に係る事項を当社に報告するための体制を関係会社管理規程に定める。

ハ. 当社ならびに子会社の代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役は、それぞれの業務分掌に従い、適正に業務を執行する。

ニ. 当社は、当社及び子会社に共通するスターティアグループ企業行動基準を定め、当社及び子会社の取締役・使用人を一体として法令遵守の意識を醸成するとともに、適正に業務を執行する体制を整備する。また、「リスク管理規程」を共有することなどにより、リスク管理体制及び法令遵守体制の維持・強化を図る。

ホ. 内部監査室は、当社及び子会社のうち重要性が高いと判断される部門の業務監査を実施する。内部監査室は、内部監査の年次計画、実施状況及び監査結果を、代表取締役社長又は取締役会に報告する。

(6) 当社及びその属する企業集団に係る財務報告の適正性を確保するために必要な体制

- イ. 当社グループに属する会社間の取引を、法令、会計原則、税法その他の社会規範に照らし適切なものとする。
- ロ. 財務報告に係る内部統制として、金融商品取引法の内部統制報告制度を適切に実施するため、社内に財務報告に係る内部統制評価委員会を設置し、全社的な内部統制の状況や重要な事業拠点における業務プロセス等の把握及び記録を通じて自己及び第三者による評価ならびに改善を行う体制を整備する。
- ハ. 内部監査室は、財務状況等を総合的に鑑み、重要性が高いと判断される当社グループ各社における財務報告に係る内部統制の監査を優先的に実施し、当社グループの財務報告に係る内部統制の有効性及び妥当性を確保する。内部監査の年次計画、実施状況及びその監査結果は、代表取締役社長及び取締役会に報告される。
- ニ. 監査役が当社グループの連結経営に対応したグループ全体の監査を効果的かつ適切に行えるように、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を行う。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する体制

- イ. 監査役は、監査役が監査業務に必要なと考える部門の使用人に対して、監査業務に必要な事項を指示することができる。監査役より業務の補助についての指示を受けた使用人はこれに全面的に協力する。
- ロ. 監査役は、その職務を補助すべき使用人の懲戒について異議を述べることができる。
- ハ. 監査役が使用人に指示した補助業務については、監査役の指示にのみ服する。

(8) 当社及び子会社の取締役ならびに使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ. 取締役、使用人、子会社の取締役、及び子会社の使用人は、以下の各号を監査役に報告する。

- a. 法令により報告が義務付けられている事項
- b. 重要な会議にて決議した事項
- c. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- d. 法令・定款違反のおそれのある事項
- e. その他会社の業績に影響を与えるおそれのある重要な事項
- f. 監査役から報告を求められた事項
- ロ. 内部監査室は、内部監査の実施状況等を監査役に速やかに報告する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役は、代表取締役社長及び所管取締役との間で定期的な意見交換会を実施する。
- ロ. 監査役は、会計監査人から会計監査計画及び実施結果の説明を受けるとともに、会計監査人と定期的に情報交換を行い相互の連携を図る。
- ハ. 取締役は、監査役の適切な職務遂行のため、監査役と子会社の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- ニ. 取締役は、監査役の職務遂行にあたり、必要に応じて、弁護士等の外部専門家との連携を図ることのできる環境を整備する。
- ホ. 当社は、監査役に通報を行った取締役、使用人、子会社の取締役、及び子会社の使用人が不利益を被らずに適正に保護されるための体制を構築する。
- ヘ. 監査役が職務執行について生じる費用については、監査業務を抑制することのないよう適切に処理する。

2. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業倫理として、暴力団を始めとする反社会的勢力と一切の関係をもたないことを掲げ、様々な取組みを進めているところであります。反社会的勢力を社会から排除していくことは、暴力団の資金源に打撃を与え、治安対策上、極めて重要な課題であります。当社にとっても、社会的責任の観点から必要かつ重要なことであると考えております。特に、近時、コンプライアンス重視の流れにおいて、反社会的勢力に対して屈することなく法律に則して対応することや、反社会的勢力に対して資金提供を行わないことは、コンプライアンスそのものであるということを、基本的な考え方としております。

特に以下の5つの基本的原則を具体的な考え方としております。

- (1) 組織としての対応
- (2) 外部専門機関との連携
- (3) 取引を含めた一切の関係遮断
- (4) 有事における民事と刑事の法的対応
- (5) 裏取引や資金提供の禁止

【2】反社会的勢力排除に向けた整備状況について

当社の反社会的勢力による経営活動への関与や当該勢力による被害を防止するための当社の基本方針については、「スターティアグループ企業倫理憲章」の下位文書である「スターティアグループ行動基準」に定めており、不適正な支出の禁止の項目において、反社会的勢力による事業活動への関与を拒絶することや、またその活動を助長する行為(機関誌・書籍の購読、物品の購入、広告賛助、役務の提供等取引、金銭・物品の供与、その他の便宜供与等の行為)をしない旨を規定しております。

その結果、特に各営業部門の新規顧客の取引開始時には、外部の新聞記事検索システムを活用し、風評等の信用調査を必ず収集したうえで取引開始を実行するなど、営業体制を確立しております。加えて、既存取引先についても、年に一度、定期的に信用調査を行う等のチェック体制を確立しております。

株主に対しては、市場取引を通じて反社会勢力が当社株式を取得する可能性があります。当社では、株主名簿をもとに株主の状況を確認するとともに、株主名簿管理人を通じて情報を確認しております。

役員、従業員に対しては、反社会的勢力との関係がないことを本人に確認するとともに、誓約書を提出してもらうこととしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

当社は、2016年3月末現在、役員持株比率が46.85%であり、また従業員株主、従業員持株会が保有する株式により、安定株主を維持しております。当面は株式による買収は、想定できないため、現在は買収防衛策は定めておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特筆すべき事項はありません。